

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第127号	
事故等名	衝突	
発生年月日時刻	平成22年6月17日（木） 11時30分ごろ	
発生場所	広島県広島市津久根島北東方沖 広島港草津外中防波堤灯台から真方位 175° 1,500m付近 (概位 北緯34° 20.8′ 東経132° 24.2′)	
事故等調査の経過	平成22年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 春洋丸、19トン HS2-1981（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート DJ II、5トン未満（長さ3.89m） 290-52822広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に擦過痕 B 右舷側前部に破口	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、同乗者3人を乗せ、津久根島北東方沖を北北西進中、B船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を北に向けて漂泊中、平成22年6月17日11時30分ごろ、A船の左舷船首部とB船の右舷側前部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、海上 平穏	
その他の事項	A船は、船首にかき吊り上げ用のクレーンを装備していたうえ、航行中、船首が浮上し、船首方向に死角が生じていた。 船長Aは、ふだん死角を補うため、船首を左右に振って前方の見張りを行っていた。 B船は、汽笛の装備はなく、船長B及び同乗者Bは、それぞれ笛付きの救命胴衣を着用していた。 船長Bは、衝突の約10秒前、A船の接近に気付き、A船に向かって手を振りながら大声を出した。 船長Bは、防水の携帯電話を携行していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、津久根島北東方沖を北北西進中、船首に死角を生じていたが、船長Aが、船首を左右に振るなどして死角を補う適切な見張りを行わなかったため、前路で漂泊中のB船に気付かず航

		<p>行したものと考えられる。</p> <p>B船は、津久根島北東方沖において、船首を北に向けて漂流中、船長Bが、衝突直前に接近するA船に気づき、A船に向かって手を振りながら大声を出して注意を喚起したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、津久根島北東方沖において、A船が北北西進中、B船が漂流中、船長Aが、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>